

国立大学法人富山大学時間外労働手当、休日給及び夜勤手当支給細則

平成 17 年 10 月 1 日制定

平成 18 年 4 月 1 日改正

(総則)

第 1 条 国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第 16 条、第 17 条及び第 18 条の規定による時間外労働手当、休日給及び夜勤手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(時間外労働手当の取扱)

第 2 条 その日の始業開始時刻前に時間外労働をしたときは、その日の時間外労働として取り扱う。なお、前日から引き続き翌日にわたって労働したときは暦日によって区分する。

- 2 休憩時間中に学長の命により労働した場合は、時間外労働として取り扱う。
- 3 時間外労働手当の支給の基礎となる労働時間数は、その給与期間の全時間数（支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に）によって計算するものとし、この場合において1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。（休日給及び夜勤手当についても同様とする。）
- 4 出張中の職員は、その期間中所定の労働時間を労働したものとみなす。ただし、出張目的地において所定の労働時間をこえて労働すべきことを学長があらかじめ指示して命じた場合において現に労働し、且つその労働時間につき明確に証明できるものについては時間外労働手当を支給する。

(休日給の取扱)

第 3 条 一労働が二日にまたがる労働でその一日が休日に当たるときの休日給は、休日にあたる日の労働に対してのみ支給する。

- 2 出張中の職員は、旅行目的地において休日に労働すべきことを学長があらかじめ指示して命じた場合において現に労働し、且つその労働時間につき明確に証明できるものについては休日給を支給する。

(夜勤手当の取扱)

第 4 条 夜勤手当と休日給及び時間外労働手当との関係は次のとおりとする。

- (1) 午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間における正規の労働時間中の労働の中に休日給の支給される日に当たる部分がある場合においては、その部分の労働に対しては休日給と夜勤手当が併給される。
- (2) 夜勤手当は正規の労働時間として労働した場合に限り支給されるものであるから、正規の労働時間を超える労働として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間において労働した場合には、時間外労働手当を支給する。

(雑則)

第 5 条 この細則に定めるもののほか、時間外労働手当、休日給及び夜勤手当の支給に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。